

令和 7 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	7	府 省 庁 名 国土交通省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ 都市計画税 ）		
要望 項目名	市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の延長		
要望内容 （概要）	＜特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）＞ 緑地保全・緑化推進法人（以下「みどり法人」）が市民緑地設置管理計画認定制度に基づき設置した市民緑地の用に供する土地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例措置を講ずる。 ＜税制特例の適用要件＞ みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地で、当該土地が一定の用途に供する家屋以外の家屋の敷地の用に供されていない、無償貸付又は自己保有のものに限る。 ・市民緑地認定制度： 都市緑地法に基づき、民間主体が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、空き地等を地域住民が利用できる緑地（認定市民緑地）として設置管理する制度 ・みどり法人（緑地保全・緑化推進法人）： 都市緑地法に基づき、NPO 法人やまちづくり会社などの団体が市長の指定を受け、緑地の保全や緑化の推進を行うもの。 ・一定の用途： 住宅、学校、認定こども園、老人ホーム、福祉ホーム、保育園、児童福祉施設、診療所、病院、公衆便所、工場又は倉庫 ＜特例措置の内容＞ 固定資産税・都市計画税の課税標準を3年間2／3を参酌して1／2以上5／6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。 ＜要望の内容＞ 本特例措置の適用要件に定める期限を2年間（令和9年3月31日まで）延長する。		
（関係条文）	都市緑地法第 60 条第 1 項 地方税法附則第 15 条第 32 項 地方税法施行令附則第 11 条第 36 項 地方税法施行規則附則第 6 条第 73 項及び第 74 項		
減収 見込額	[初年度] — （ ▲0.8 ） [平年度] — （ ▲1.6 ） [改正増減収額] — (単位：百万円)		

要望理由	(1) 政策目的 公園緑地が不足している都市部において、空き地等を活用して、民間主体により公園と同等の空間を創出することで、まちづくり GX の推進による持続可能なグリーン社会の実現を図る。 (2) 施策の必要性 都市における緑地やオープンスペースは、身近な自然的環境として残された貴重な緑の資源であり、美しい景観形成に寄与するとともに、空間的なゆとりや潤いをもたらし、レクリエーションや憩いの場を提供するなど、良好な都市環境を形成する上で重要な役割を有する。 また、土地基本方針（令和6年6月11日閣議決定）においては、適切な土地利用の観点から、空き地等については緑地として利用することが重要とされており、その取組を一層推進する必要がある。 このような緑地やオープンスペースは、これまで、緑の基本計画等に基づき整備が進められ、一定程度整備が進捗してきたが、民有緑地の減少も進む中、人口が集中する地域をはじめ未だ緑地が不足しているところである。 一方で、厳しい財政制約等から、地方公共団体による用地取得を前提とした事業だけでは、緑地やオープンスペースの確保を進めることが困難な状況となっており、今後の改善は期待できない。 この点、近年、地域の人口減少に伴い生じた空き地や開発事業のプロセスで生じた空閑地を、NPO や地域住民等が、地域に開かれた緑地として整備・管理する取組が広がってきており、これらは、地方公共団体の財政負担を抑えつつ、地域に不足する緑地やオープンスペースを確保する上で有効な取組である。 また、G7香川・高松都市大臣会合（令和5年）において、都市における緑地確保の重要性についての認識が共有されるなど、国際的な注目も高まり、民間事業者による緑地確保の機運が拡大しつつあるが、その取組は未だ限定的な状況であり、このような民間事業者による取組も推進する必要がある。 こうした中で、市民緑地認定制度は、地方公共団体による計画認定等の一定の関与の下で、空き地の所有者と設置管理者であるNPO等の多様な民間事業者の双方が安心して空き地の利用を図ることができる実効性の高い仕組みであり、これを通じ、民間事業者による、都市公園と同等の機能を果たす良質な緑地やオープンスペースを創出する取組を促進するものである。 こうした取組を支援するため、設置管理者である民間事業者に対しては、植栽やベンチ等の施設整備等への財政支援を行っているところであるが、土地所有者にとっては、市民緑地として土地を活用した場合十分な収益を得ることができないため、土地を提供してもらうためには、土地保有コストを低減する仕組みが必要である。 本税制特例はこうした背景の中創設したものであり、一定程度地方税の減収を伴うが、市民緑地の単位面積当たりの単年度減収額は都市公園の維持管理費のおよそ1/2程度であり、用地取得費や整備費も考慮すると、地方公共団体が都市公園を新規に整備する場合と比較して、地方公共団体の財政負担を相当程度軽減した上で都市公園と同等の良質な緑地やオープンスペースを確保することができる仕組みとなっている。 また、既に計画が認定された市民緑地においては、地域住民に必要なオープンスペースとして有効に活用されているところであり、その取組の有効性についても確認されているところである。 これらを踏まえ、本特例措置の適用期限を延長し、引き続き、NPO等の多様な主体が、都市において不足する緑地やオープンスペースを整備管理する取組を促進し、緑地やオープンスペースの充実したゆとりとにぎわいあるまちづくりを強力に推進していくことが必要である。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する
		政策の達成目標	市民緑地の認定実績を有する市区町村数について、令和 12 年度（2030 年度）までに累計 20 市区町村とする。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	市民緑地の認定実績を有する市区町村数について、令和 8 年度までに累計 12 市区町村とする。
	政策目標の達成状況		市民緑地の認定実績を有する市区町村数は、令和 5 年度までの累計では 8 市区である。令和 6 年度に 1 市、令和 7 年度に 1 市での認定が見込まれているほか、見込み案件が複数存在している。
	有効性	要望の措置の適用見込み	（適用件数） 令和 7 年度：1 件 令和 8 年度：1 件
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を講じることにより、認定市民緑地としての利用に伴い一定の権利の制限が生じる土地の所有者に税制上のインセンティブを与えることにつながり、空き地等の公共的な活用を推進する効果がある。これにより、地方公共団体の財政負担を抑えつつ、地域に不足する緑地やオープンスペースを確保し、良好な都市環境の形成を図ることができる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	－
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和 7 年度予算概算要求額 市民緑地等整備事業（社会資本整備総合交付金 6,089 億円の内数）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置は、地方公共団体が民間事業者等に対して、認定市民緑地における植栽、ベンチ設置等の施設整備に係る費用を補助する場合に、その一部を国が支援するものである。 一方、本特例措置は、認定市民緑地としての土地の公共的な利用により、一定の権利の制限が生じる土地の所有者に税制上のインセンティブを与え、設置管理者による公共的な取組を継続的なものにするを目的として措置されていることから、施設整備を対象とする予算措置とは明確な役割分担がなされている。
	要望の措置の妥当性		認定市民緑地は、緑化地域（都市計画決定）及び緑化重点地域（緑の基本計画に位置付けられる地域）内の土地に限り設置できるものであり、みどり法人が申請した設置管理計画を市区町村長が認定する手続が必要であることから、特例措置の対象は、特定の地域において特定の者による認定手続を経た範囲に限定される。 また、本特例措置は、空き地等の空間の公共的な利用を推進するものであり、公益性が高く、広く全体で負担することが公益性の観点からも妥当である。 以上のことから、本特例措置は、地方公共団体の財政制約が顕在化中、公園などの緑地やオープンスペースの充実したゆとりとにぎわいある人間中心のまちづくりの推進という政策目的の達成のための確かつ必要最低限の措置である。

これまでの要望経緯	平成 29 年度	創設	本特例措置の対象となる土地の敷地の用途の見直し
	平成 31 年度	延長	
	令和 3 年度	延長	
	令和 5 年度	延長	